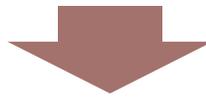


平成27年1月から 70歳未満の高額医療費の『自己負担限度額』が変わります

国民健康保険の加入者で、同じ人が同じ月内に1つの医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、超過額が支給されます。平成27年1月から、所得区分を細分化することによって、それぞれの所得に応じた負担になるように限度額が変更されます。

【自己負担限度額（月額）】変更前

区分	所得要件	限度額（受診3回目まで）	限度額（受診4回目以降）
A 上位所得者	所得が 600万円超	15万円+ (総医療費-50万円)×1%	8万3,400円
B 一般所得者	所得が 600万円以下	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1%	4万4,400円
C 低所得者	住民税非課税	3万5,400円	2万4,600円



【自己負担限度額（月額）】変更後

区分	所得要件	限度額（受診3回目まで）	限度額（受診4回目以降）
ア	所得が 901万円超	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円)×1%	14万100円
イ	所得が 600万円超、901万円以下	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円)×1%	9万3,000円
ウ	所得が 210万円超、600万円以下	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1%	4万4,400円
エ	所得が 210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
オ	住民税非課税	3万5,400円	2万4,600円

※所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる『基礎控除（33万円）後の総所得金額等』です。

- 限度額適用認定証（住民税非課税世帯の方は『限度額適用・標準負担額減額認定証』）を提示することで、外来・入院とも個人単位で1つの医療機関の窓口での支払いは、それぞれ限度額までとなります。
- 現在、限度額適用認定証をお持ちの方へは、12月下旬に新しい限度額適用認定証を送付します。
- 限度額適用認定証の必要な方は、国民健康保険グループまたは各支所にて手続きをしてください（各支所で手続きをした場合は、後日郵送にて交付します）。

【必要なもの】国民健康保険被保険者証、印鑑（朱肉を使うもの）

問い合わせ 国民健康保険グループ（☎⁰⁵1771）

速く! 安く! 美しく! **TOTAL Printing**

印刷に関するご相談は
お気軽に当社へ

BEST PRINTING
株式会社 日光印刷 登別支店

登別市常盤町3丁目30番地4 ☎(0143)81-3388 FAX(0143)47-2513

本社/室蘭市寿町2丁目3番1号 ☎(0143)47-8308 FAX(0143)47-2513
支店/札幌・伊達

胆振から日本を元気に!

各種無料相談・出張相談を承ります。

- 震災・原発関連 ●相続・遺言 ●交通事故
- 離婚・養育費・慰謝料 ●消費者被害(悪徳商法)
- 消費者金融・信販会社・銀行等からの借入金の整理 など

北海道みらい法律事務所 弁護士 増川 拓
(札幌弁護士会)

相談は要予約 ☎0143-83-4131

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) **P有**

<http://www.hokkaido-mirai.com/>

市有地への進出企業を募集します



市は、登別東町3丁目で分譲する予定の市有地に、業務施設用地（営業所や商業施設など）として進出する企業などを募集します。

分譲地は国道36号に近接し、道道洞爺湖登別線沿いにあります。また、道央自動車道登別東インターチェンジから車で約3分の、物流の利便性に優れた場所にあります。

近年では登別温泉の知名度から海外観光客も多く、観光客をターゲットにした商業施設の立地に最適です。

なお、ソーラー発電施設など、工作物施設の建設はできません。

分譲地番号	主な所在地	概略面積		備考
		平方メートル	坪	
①	登別東町3丁目10番4の内	4,750	1,440	第2種住居地域
②	登別東町3丁目10番4の内	5,400	1,630	
③	登別東町3丁目10番4の内	3,600	1,090	

募集期間

1次：12月1日(月)～26日(金)
 2次：1月19日(月)～2月13日(金)
 3次：3月2日(月)～20日(金)
 ※全分譲地への進出企業が決定次第、募集を終了します。

市有地を売却します

▶ 公募入札により売却する土地

所在地番	面積	最低売却価額	用途地域	容積率	施設
				建ぺい率	
若山町1丁目 19番1外1	202.81㎡ (61.35坪)	247万円	第1種住居地域	200%	上下水道
				60%	

入札日時・場所

12月15日(月)13時30分・市役所第2会議室

申し込み方法 契約・管財グループ備え付けの用紙に必要事項を記入し、12月1日(月)から12日(金)までに契約・管財グループに提出してください

※申し込みには印鑑が必要です。

※申し込み者がいないときは、最低売却価額を契約額として、入札日の翌日から申し込み順で契約します。

▶ 申し込み順で売却している土地

所在地番	面積	売却価額	用途地域	容積率	施設
				建ぺい率	
中登別町 219番2	301.70㎡ (91.26坪)	180万円	第2種中高層住居専用地域	200%	上水道
				60%	
登別東町5丁目 35番1外2	2,584.56㎡ (781.83坪)	1,189万円	第1種中高層住居専用地域	200%	上下水道
				60%	
若山町1丁目 12番7外1	173.22㎡ (52.40坪)	279万円	第1種住居地域	200%	上下水道
				60%	

申し込み方法 契約・管財グループ備え付けの用紙に必要事項を記入し、契約・管財グループに提出してください

※申し込みには印鑑が必要です。

問い合わせ 契約・管財グループ (☎05 1 1 8 4)